

北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務（以下「本業務」という。）の委託契約に先立ち、優先候補者となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続に関し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、北谷町美浜地区における駐車需要を調査し、同地区において必要とされる駐車台数を把握するとともに、駐車場の機能拡充に係る基本構想を策定することを目的とする。

その目的を達成するため、受託者の有する幅広い知識、経験及び専門性を活用することとし、民間事業者から広く企画提案を募集するものである。

2 背景

美浜駐車場は平成12年に供用を開始し、これまで北谷町西海岸エリアを訪れる方の利便に資してきた。近年、美浜地区の発展に伴う入域観光客等の増加により、駐車可能台数の拡大等の機能拡充が求められている。

これを踏まえ、本町では、美浜駐車場の現状及び将来需要を調査するため、令和4年12月に車両のナンバープレート認識カメラを設置し、日々の入出庫数を管理している。

また、令和7年度には、当該カメラで取得・蓄積したデータの詳細な分析を行うとともに、機能拡充案及び事業手法を検討した。

なお、美浜駐車場においては、令和6年度から沖縄県による観光2次交通結節点に係る実証事業が実施されており、将来、当該結節点が本格的に整備される予定である。

3 業務の概要

- (1) 業務名 北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務
- (2) 業務内容 「北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務企画提案仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 北谷町地内
- (5) 提案上限額 14,971,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記の金額は、契約期間における事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではない。ただし、提案額（見積額）が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。以下「提案者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。なお、企画提案書の提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該提案者の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 日本国内に本店を有する法人であること。ただし、共同企業体にあつては、その構成員の全てが日本国内に本店を有する法人であること。
- (2) 沖縄県内に本店又は権限を委任された支店若しくは営業所を有すること。ただし、共同企業体にあつては、その代表者が当該本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始がなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (9) 直近の決算において債務超過でないこと。
- (10) 北谷町の入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団員又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (14) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (15) 共同企業体を結成し参加する場合の留意事項
 - ア 共同企業体の代表者を定め、共同企業体結成届出書（第5号様式）を提出すること。
 - イ 参加表明書（第1号様式）、受託業務実績書（第4号様式）及び参加辞退届（第7号様式）の提出に当たっては、共同企業体名で記載し、代表者名で押印すること。
 - ウ 共同企業体は、本業務を構成員が共同で実施し、本要領に定める事項を構成員相互で遵守するものとする。
 - エ 同時に複数の共同企業体の構成員となることはできない。
 - オ 単独で参加する者は、本募集において他の共同企業体の構成員となることはできない。

5 公募期間

本業務の企画提案書等の公募期間は、令和8年7月22日（水）から令和8年8月17日（月）午後5時までとする。当該期間中に、参加表明書及び企画提案書等の提出までの一連の手続を行うものとし、詳細な日程は、次の「6 実施スケジュール」のとおりとする。

6 実施スケジュール

項目	期限等
1 案件公表（公募開始）及び質問受付開始	令和8年7月22日（水）
2 質問受付期限	令和8年8月5日（水）午後5時まで
3 質問に対する回答	令和8年8月7日（金）
4 参加表明書及び企画提案書等の提出期限	令和8年8月17日（月）午後5時まで
5 第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年8月25日（火）までに通知
6 第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年8月31日（月）予定 令和8年9月2日（水）予備日
7 第二次審査結果通知	審査終了後、速やかに通知する
8 契約締結（予定）	令和8年9月中旬

7 配布資料等

(1) 配布資料

- ア 北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務プロポーザル実施要領
- イ 北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務企画提案仕様書
- ウ 参加表明書（第1号様式）
- エ 誓約書（第2号様式）
- オ 会社概要書（第3号様式）
- カ 受託業務実績書（第4号様式）
- キ 共同企業体結成届出書（第5号様式）※共同企業体を結成する場合に提出
- ク 質問書（第6号様式）
- ケ 参加辞退届（第7号様式）※参加表明書提出後に辞退する場合に提出
- コ 北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務に係る参考資料

(2) 配布期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月17日（月）午後5時まで

(3) 配布方法

北谷町ホームページにおいて公表する。適宜ダウンロードして使用すること。

8 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず提出期限内に質問書（第6号様式）を提出すること。電話又は窓口訪問による口頭での質問には対応しない。なお、質問書を提出した場合は、必ず担当者に電話連絡を行うこと。

(1) 提出期限 令和8年8月5日（水）午後5時まで

(2) 提出方法 企画財政課宛て電子メールにより提出すること。

E-mail : kikakuzaiseika@chatan.jp

※電子メールの表題は、「北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務に関する質問」とすること。

(3) 回答日 令和8年8月7日（金）

(4) 回答方法 質問者を特定しない形で取りまとめの上、北谷町ホームページにおいて一括して回答する。なお、回答の内容が本要領の記載事項の変更を伴うものである場合は、当該回答をもって本要領を修正したものとして取り扱う。

9 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類は原則としてA4判とする。

提出書類	提出部数等
ア 参加表明書（第1号様式）	1部
イ 誓約書（第2号様式）	1部
ウ 会社概要書（第3号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること。 (ア) 履歴事項全部証明書 (イ) 国税及び地方税（道府県税及び市町村税）に係る納税証明書 (ウ) 印鑑証明書 (エ) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し ※(ア)～(ウ)は、参加表明書の提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。	1部
エ 受託業務実績書（第4号様式） ※過去5年間（令和3年度～令和7年度）に国又は地方公共団体から受託した類似業務の実績を最大5件まで記載し、 <u>契約書及び仕様書の写しを添付すること。</u>	PDF データ
オ 共同企業体結成届出書（第5号様式）（共同企業体を結成する場合のみ） ※ <u>共同企業体を結成する場合は、イ及びウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。</u>	1部
カ 企画提案書（様式自由） ※本要領「10 企画提案書の構成」に沿って作成すること。	PDF データ
キ 見積書（様式自由） ※ <u>仕様書の業務内容ごとに、人件費及び直接経費を分けて詳細を記載すること。</u>	PDF データ

(2) 提出方法

ア 紙媒体により提出する書類

持参又は郵送により提出すること。持参による場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、担当者へ必ず事前に連絡を行った上で、提出期限必着で提出すること。

イ 電子データ（PDFデータ）により提出する書類

電子メールにより提出すること。提出後は、必ず担当者に電話連絡を行うこと。

(3) 提出先 本要領「16 担当課」に同じ。

(4) 提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時まで

(5) 留意事項

ア 企画提案書に用いる言語、通貨、単位及び日時は、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位及び日本標準時に限る。

イ (1)に掲げる提出書類以外の書類の提出は認めない。

ウ 企画提案は、1提案者につき1案とし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。

エ 提案の実施に追加の予算を要する場合は、企画提案書にその旨を明記すること。

オ 電子メール等の通信事故について、北谷町は一切の責任を負わない。

10 企画提案書の構成

企画提案書は、次の順序に従い記載するものとし、25ページ以内（表紙を含む。）とする。用紙は原則としてA4判とし、縦横は問わない。なお、表紙を含む全てのページに通し番号を付すこと。

項目	必須記載事項
1 業務理解度	・ 美浜地区が抱える駐車場の課題に対する理解
2 類似業務実績	・ 類似業務（駐車需要調査、駐車場整備構想等）の実績
3 実施体制	・ 経験豊富な人材及び類似業務経験者の配置を含む実施体制 ・ 再委託を予定する場合は、その範囲及び理由
4 業務工程	・ 本業務の進め方及び工程計画（工程表を含む。）
5 美浜地区駐車需要調査	・ 公共及び民間の駐車場の利用可能台数及び利用状況の調査の方法 ・ 利用者区分（一般客、従業員等）ごとの利用実態を把握する方法 ・ 駐車需要台数の推計手法（推計の考え方及び根拠を含む。） ・ 既往データの活用方針 ・ 利用者及び事業所へのアンケートの方法とその質問内容（実施する場合のみ）
6 美浜地区駐車場機能拡充基本構想の策定	・ 上位計画等との整合及び類似事例の調査の考え方 ・ 関係者ヒアリングの進め方 ・ 機能拡充案の検討方針及び考え方 ・ 概算事業費、活用可能な財源、管理及び運営手法並びに整備工程の検討方針 ・ 整備効果の整理の方針 ・ 検討委員会等の運営支援及び基本構想の取りまとめの方針

11 審査基準

評価項目		評価の着眼点	配点
1 業務遂行能力	(1) 業務理解度	・ 本業務の目的及び美浜地区の駐車場が抱える課題を的確に理解し、その理解が提案内容に反映されているか	15
	(2) 類似業務実績	・ 駐車需要調査、駐車場整備構想等の類似業務の実績を有し、本業務に活かせる内容か	
	(3) 実施体制及び業務工程	・ 必要な知識及び経験を有する人材が適切に配置され、業務を確実に遂行できる体制か ・ 再委託を予定する場合、その範囲及び理由が適切か ・ 履行期間内に業務を確実に完了できる工程計画か ・ 各段階の進め方が具体的かつ合理的か	
2 美浜地区駐車需要調査	(1) 美浜地区内駐車場の利用状況等の把握	・ 公共及び民間を含む地区内駐車場の利用可能台数及び利用状況を的確に把握する提案となっているか ・ 既往データを有効に活用する提案となっているか ・ 利用者区分ごとの利用実態を把握する調査方法が提案されているか ・ アンケートを実施する場合、その対象、方法及び質問内容が調査目的に照らして適切か	40
	(2) 駐車需要台数の推計手法	・ 現況及び将来の駐車需要台数を推計する手法が、専門的かつ合理的な考え方及び根拠に基づく提案となっているか ・ 利用者区分ごとに駐車需要台数を推計する提案となっているか ・ 将来の開発見込み等の条件を適切に反映できる提案となっているか ・ 推計結果の妥当性を検証する方法が示されているか	
3 美浜地区駐車場機能拡充基本構想の策定	(1) 国等の上位計画等との整合及び類似事例の調査	・ 上位計画及び関連ガイドライン等との整合を図る提案となっているか ・ 類似事例の調査を通じて本業務に有効な知見を得る提案となっているか	45
	(2) 関係者ヒアリング等	・ 関係者の意向及び地区の実情を的確に把握するためのヒアリングの進め方が具体的か ・ ヒアリングの対象とすべき関係者を的確に想定しているか	
	(3) 駐車場機能拡充案	・ 美浜地区の実情や関係法令等を踏まえた、実現性のある機能拡充案を検討する提案となっているか ・ 利用者区分に応じた検討を行う提案となっているか ・ 概算事業費、活用可能な財源、事業手法、管理・運営手法及び整備工程の検討方針が具体的かつ現実的か ・ 整備効果を客観的に整理する提案となっているか	
	(4) 検討委員会等の運営支援及び基本構想の取りまとめ	・ 検討委員会等の円滑な運営を支援する提案となっているか ・ 調査結果及び検討内容を、分かりやすく実効性のある基本構想として取りまとめる提案となっているか	
合 計			100

12 審査方法

審査は、北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本業務に最も適していると認められる優先候補者を選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、書類審査により実施し、提案者が本要領に定める参加資格を満たし、かつ、委託先として適格であるかを審査する。あわせて企画提案書類の内容を審査し、第一次審査の通過者は、基準点を満たす者のうち上位3者程度とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、日時の詳細については、後日、プレゼンテーションの参加者に連絡する。

ア 日時 令和8年8月31日（月）（予定）

令和8年9月2日（水）（予備日）

イ 場所 北谷町役場 3階 庁議室

ウ 提案時間

プレゼンテーションは、1提案者当たり40分以内（説明20分以内、質疑応答20分程度）とする。

エ 機材等

プロジェクター及びスクリーンは北谷町が準備し、パソコンその他の機材は提案者が準備するものとする。

オ 留意事項

- ・ プレゼンテーション審査は、非公開で行う。
- ・ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、新たな資料の提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの参加者は3名以内とし、原則として業務担当者とする。

13 受託者の決定及び契約

優先候補者と提案内容及び契約等の詳細を協議の上、受託者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が調わなかった場合は次点候補者と協議に入るものとする。
※契約時における仕様書については、選定された候補者の企画提案の内容に応じて、委託者と受託者との協議により決定する。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 同一の提案者が複数の提案を行った場合
- (3) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

15 留意事項

- (1) 受託者の選定に関する審査の評価内容及び経過等については、公表しない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、理由を問わず、返却しない。
- (4) 提案者の提出書類については、北谷町情報公開条例（平成 13 年北谷町条例第 17 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除き、原則として公開する。

16 担当課

北谷町 総務部 企画財政課 企画調整係 担当：木村

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目 1 番 1 号

TEL：098-936-1234 FAX：098-936-7474

電子メール：kikakuzaiseika@chatan.jp